

IV-183 都内の公会堂・ホールにみる 文化施設整備の動向と課題

（財）政策科学研究所 正会員 昌子住江

1 本稿のねらい

従来教育行政の中に包含されていた文化領域への行政対応が、文化行政として独自の分野を形成するようになったのは、昭和40年代後半からであった。文化行政は、大別して二つの系から成る。一つは市民文化活動への場、機会、情報等サービスの提供といった条件整備、もう一つはいわゆる行政の文化化である。

とりあえず前者についてみれば、昭和50年代を通じて、各地で図書館、美術館、博物館等の文化施設建設が進んだことにより、文化活動の基盤はかなり整備されてきたといえよう。この時期にはまた、これまでと全く芸術文化の領域に偏りがちだった文化という言葉が、日常の生活にまで広げられ、市民生活の向上にかかわる環境総体の問題として、「文化のまちづくり」への展開も試みられるようになってきた（「世田谷区生活と文化の軸基本計画」昭和59年3月など）。

本稿では、具体的な施設整備を通して、施設からみた地域文化活動の変化、それにとまう施設自体のありかたへの影響、そこから抽出される今後の課題について考察した。対象とした施設は、東京都内の公立の公会堂・ホールである。これらは、文化施設の中でもかなり以前から多くの自治体が設置しており、そこの活動も比較的広範囲に及ぶことから、全般的な傾向を見るのに適した施設であると考えたからである。

2 東京都内における公会堂・ホールの設置、利用状況の変化

都心にある日比谷公会堂は、かつて多くの外来演奏家・演奏団体が公演を行なったが、昭和60年の利用実績をみると、音楽会自体が全体の三分の一と最盛期の半分程度になっている。

都内のホール・会館数は、昭和50年代に大幅に増加しており、特に民間における伸びが著しい（図1）昭和62年には総数で公共部門を超えている。近年では、サントリーホール等の音楽専門ホールも建設されて、多目的施設である公会堂での音楽会が減少した。

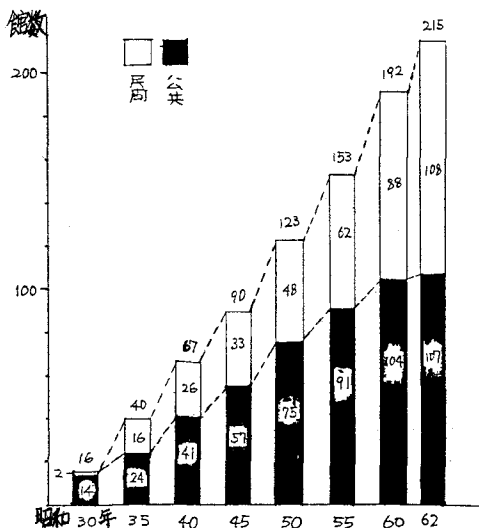
図1 都内ホール・会館等の推移

また日比谷公会堂では、公共団体の利用中23区（特に周辺区）の利用が減っている。昭和50年代に練馬、板橋、江戸川の各区が、1500人規模の大ホールを持つ文化施設を建設したためである（図2）。

すなわち東京全体では、民間目的別施設の建設による公共多目的施設の利用状況の変化、および公共施設における都心大規模ホールを単一核とする広域的役割分担から、周辺区における新たなホール建設による多核化と役割分担の再編へといった傾向が見られる。

本稿では、特に後者について、その背景にある地域の文化状況や、こうした変化が施設の態様、設備、運営方式等に与えた影響、そこから抽出される課題について、施設類型ごとに選定した代表例に基づき考察した。

施設類型は、「コミュニティ施設に関する調査報告書」（東京都 昭和58年3月）等の既存資料により、建設年次、規模、施設内容等から以下のように分類し



（（財）日本都市センター研究室 調べ）

た。（ ）内は代表例。（1）在来型 公会堂と小規模地区集会施設を有する（澁谷区）（2）過渡期型 従来の公会堂、小規模地区集会施設のほかにホールをもつ文化施設が存在するが、施設体系として未整備（武蔵野市）（3）再編型 大規模ホールをもつ文化施設を核として小規模集会施設等を体系化（江戸川区）

図2 都内における大ホール分布の変化
（定員1300名以上について）



（「コミュニティ施設に関する調査報告書」
ほかによる）

3 ヒアリング調査に基づく施設整備の動向と課題

（1）在来型 澁谷区 公会堂（大ホール定員2300名）と出張所単位の区民会館（定員200～600名）がある。この公会堂は、ロックコンサート

を認める例外的な公会堂で、結果的に若者の町澁谷という最近の傾向をリードしてきた。その反面、区が区民向けの事業をしたり、区民が自ら文化活動の場として利用する割合は極めて少ない。区内には様々な規模の国・都・民間のホールもあるが、殆どが興行用であり、区民自身の利用に適した施設は僅かである。昭和40年開館の公会堂については建替えの話も出ており、ホール・劇場が多数立地する地域において、区として区民にどのような文化施設を供給すべきか、検討を迫られている。

（2）過渡期型 武蔵野市公会堂（ホール定員420名、他に会議室等）、市民会館（小ホール、音楽室、集会室等）、市民文化会館（大ホール定員1350名、小ホール定員470名）、コミュニティセンターがある。昭和39年開館の公会堂は、市内のみならず多摩地区の公会堂として機能してきたが、同市第二期基本構想・基本計画（昭和56年）は、市民施設の再編整備を打ち出し、全市レベルの文化施設として新たに市民文化会館を建設するとともに、既存の公会堂と市民会館は改築のうえ圏域レベルの施設とすることが定められた。しかしこれまでの経緯から公会堂の利用形態は変わらず、総務部から教育委員会に移管されても、市民の優先利用や社会教育施設としての性格付けがなされないままになっている。なお、市民文化会館の運営主体は法人化しており、運営方式を含めた施設体系の見直しが求められている。

（3）再編型 江戸川区総合文化センター（大ホール定員1500名、小ホール定員500名、他に会議室等）、グリーンパレス（＝区民センター 集会室、小ホール等）、コミュニティ会館がある。23区の周辺に位置する同区の住民にとって、都心の文化圏は、時間的・経済的にみて、誰もが日常生活に組み入れられるものではない。したがって、区内にこうした需要を満たしうる本格的な文化施設を建設する必要がある。これにあわせて施設運営のあり方を再検討した結果、従来の縦割りを廃し、公社方式による一元的な運営に踏み切った。これにより、年中無休、開館時間の弾力的運用、自主事業の拡充、各施設連携による施設ネットワークの活用等の成果を上げている。

4 まとめ

周辺区や市域におけるホール等文化施設の整備は、既存施設も含めた地域の施設体系の再編と、運営方式の見直しを喚起した。自主事業の拡充に見られるように、単なる貸し館からの脱却も計られている。江戸川区では、センターを本拠とする区民オーケストラも誕生するなど、ホールを単なる容器としてではなく、区民文化活動の拠点として位置づける動きが出ている。今後の文化施設のあり方としては、こうした住民の活動を支え、交流を進めるためのソフト面の機能を充実させることも重要となろう。そして、住民の文化的欲求に応えるという観点から、個々の施設に留まらず、改めて地域内の施設全般の態様や周辺環境も含む整備の方向、運営方式等について、計画的な検討を加える時期に来ているといえよう。

〔謝辞〕本研究の機会を与えてくださった東京都生活文化局総務部企画室、および（財）日本都市センター、東京文化研究会のかたがたに、感謝の意を表する。